

日学歯発第297号

平成30年3月1日

加盟団体長各位

一般社団法人日本学校歯科医会

会 長 川本 強

(公印 省略)

「フッ化物洗口薬剤についての一般社団法人日本学校歯科医会の見解について」

謹啓

平素より学校歯科保健ならびに本会事業推進に特段のご理解とご協力を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、平成29年度の学校歯科保健統計調査によると12歳児におけるむし歯等数は、0.82と調査開始以来、最少となりました。また、むし歯の者の割合も中学校、高等学校では、過去最低となっております。このような蝕の減少には、学校歯科医の先生方をはじめ、関係各位のご尽力によるところが大きいと、本会といたしましても誇らしく感じるところでございます。

ご存知のように、う蝕に対する科学的根拠に基づく予防法の一つとして、フッ化物応用は優れたむし歯予防効果とともに学校歯科保健教育の実践的手法としても効果が期待できるため、学校歯科保健活動に取り入れられている学校も増加の傾向にあります。

本会におきましては平成19年11月に「フッ化物応用に関する見解」を理事会決議として発信させていただきました。その後、平成23年3月には「学校におけるフッ化物応用ガイドブック」を発行し全会員に配布させていただきましたところでございます。

この度、あらためて「学校等における集団フッ化物洗口に使用されるフッ化物洗口薬剤に関する見解」を理事会で討議し、理事会決議として決定いたしましたので、ここにご報告申しあげます。貴会会員へのご周知方よろしくご配慮の程お願い申しあげます。

謹白

平成30年3月1日

会員各位

一般社団法人 日本学校歯科医会

## フッ化物洗口薬剤についての日本学校歯科医会の見解

日本学校歯科医会として、学校現場においてフッ化物洗口の際、試薬であるフッ化ナトリウムが使用されているということに関する見解について検討いたしましたのでご報告いたします。

現在、フッ化物洗口薬剤については、許可・承認を受けた医薬品としたものがあり、学校という教育の場で使用するにあたっては、医薬品として許可・承認されたフッ化ナトリウム製剤を使用することが望ましいと考えておりますので、「フッ化物洗口薬剤に係るお知らせ」をご参考ください。

なお、医療用医薬品とは、『医師若しくは歯科医師によって使用され又はこれらの者の処方せん若しくは指示によって使用されることを目的として供給される医薬品をいう』（厚労省通達により）と定義されております。

したがいまして、フッ化物洗口を行う際には、学校歯科医の指示のもと、薬剤の処方、調剤、計量を行い、施設において、厳重に管理されるようよろしくお願い申し上げます。

## フッ化物洗口薬剤に係るお知らせ

フッ化物洗口法については、公衆衛生学的に優れたむし歯予防法であることから、実施している学校なども増加しており、今後もこの取組の推進が望まれているところです。

現在では、比較的安価な調剤専用のフッ化物洗口剤が販売されるなど、学校などで集団洗口を行う上で安全で使用しやすくなっております。

つきましては、現在販売されている、フッ化物洗口に係る医療用医薬品を下記のとおり情報提供いたしますので、地域の実情に応じてご活用いただくよう御願いたします。

### 医療用医薬品（顆粒製剤）

商品名	容量	濃度(ppmF)	メーカー・販売元
ミラノール顆粒 1.1%	1 g	250 (毎日法)	(株)ビーブランド・メディコーデンタル
ミラノール顆粒 1.1%	1.8 g	450 (毎日法) 900 (週 1 回法)	(株)ビーブランド・メディコーデンタル
ミラノール顆粒 1.1% (集団用)	7.2 g	450 (毎日法) 900 (週 1 回法)	(株)ビーブランド・メディコーデンタル
ミラノール顆粒 1.1% (調剤専用)	500 g	250 (毎日法) 450 (毎日法) 900 (週 1 回法)	(株)ビーブランド・メディコーデンタル
オラプリス洗口用顆粒 1.1%	1.5 g	250 (毎日法) 450 (毎日法) 900 (週 1 回法)	昭和薬品化工 (株)
オラプリス洗口用顆粒 1.1% (集団用)	6 g	900 (週 1 回法)	昭和薬品化工 (株)